

## 広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」使用承認基準

(目的)

第1 この基準は、広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」(以下「アダピィ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(アダピィの定義)

第2 この基準において「アダピィ」とは、広島県が著作権を有する別図のものとする。

(使用承認申請等)

第3 アダピィを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」使用承認申請書(様式第1号、以下「使用承認申請書」という。)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は承認を要しない。

- (1) 個人的または家庭内の使用を目的とする場合。
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が、報道目的で使用する場合。
- (3) 県内市町が使用する場合。
- (4) 広島県アダプト活動認定団体が、自らのアダプト活動状況をPRする目的で、サイト又は印刷物に使用する場合。

(使用承認基準等)

第4 知事は、申請の内容が、広島県アダプト制度の普及啓発や広報に寄与するものと認められる場合は、アダピィの使用を承認する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、アダピィの使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用しようとする場合。
- (3) 広島県アダプト制度のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになると認められる場合。
- (4) 立体物で、その表現がアダピィの立体物と認められない場合。
- (5) その他承認することが不相当と認められる場合。

(使用承認書等)

第5 知事は、承認することが適当と認められるときは、広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。なお、承認する場合には、条件を付することができる。

2 知事は、承認をすることが不相当と認められるときは、承認しない理由を付し申請者に書面で通知するものとする。

(使用期間)

第6 「アダピィ」の使用期間は、原則として1年以内とする。

2 使用承認の期間満了後において、引き続き「アダピィ」を使用しようとするときは、改めて使用承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(申請内容の変更等)

第7 申請者が申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知事と協議を行い、その承認を

受けなければならない。

(使用報告)

第8 承認を受けた申請者は、アダピィの使用後、速やかに広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」使用報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9 使用承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、アダピィの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、(2)について、知事と使用者との間で別途協議のうえ、知事が承認した場合はこの限りでない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 縦・横比率を変える等の図柄の変更を行わないこと。
- (3) 表示色は、指定色又は単色とすること。
- (4) 使用品には、アダピィ(絵図)と併せて、「広島県アダプト制度マスコットキャラクターアダピィ」と表示すること。ただし、使用品の形状等から表示が困難な場合は、別に協議して表示内容を定めるものとする。
- (5) 製造物に使用する場合、使用に際しては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示を行うこと。

(承認の取消し等)

第10 知事は、申請者が、第4第2項に該当し、又は第9に違反していると認められる場合は、アダピィの使用の承認を取り消すものとし、承認の取り消し理由を付して申請者に書面で通知するものとする。

- 2 知事は、承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 3 知事は、第3ただし書により申請が不要とされた者について、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この者に対し、アダピィの使用の中止を求めるものとする。この場合、第2項の規定を準用するものとする。
  - (1) 第4第2項に該当していると認められる場合。
  - (2) 第9第1項第2号及び第3号の規定に違反していると認められる場合。

(責任)

第11 知事は、「アダピィ」の使用により使用者が被った損害及び第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

- 2 知事は、承認を取り消された者がこれにより生じた損害について、賠償する責任を負わない。
- 3 使用者は、「アダピィ」を使用した品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- 4 使用者は、「アダピィ」の使用により、県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(使用料)

第12 アダピィの使用料は無料とする。

(事務の執行)

第13 この基準に定める事務手続きは道路河川管理課において行うものとする。

(その他)

第14 この基準に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から適用する。

(様式第1号)

広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」使用承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事様  
(道路河川管理課)

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」を次のとおり使用したいので申請します。使用にあたっては、使用承認基準を遵守します。

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 使用の目的 |                        |
| 使用方法  | (規格・寸法・配色・位置等について記載する) |
| 作成数   |                        |
| 使用期間  | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日    |
| 担当者   | (所属・氏名・電話番号等を記載する)     |

※ 企画書(レイアウト・スケッチ・原稿等)、見本を添付すること。

※ 申請者の概要等がわかるもの

(様式第2号)

広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」使用承認書

平成 年 月 日

様

広島県知事  
(道路河川管理課)

平成 年 月 日付けで申請の広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」の使用については、次のとおり承認します。使用にあたっては、広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」使用承認基準を遵守してください。

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 使用の目的 |                        |
| 使用方法  | (規格・寸法・配色・位置等について記載する) |
| 作成数   |                        |
| 使用期間  | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日    |

※ 企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）見本を添付する。

(様式第3号)

広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」使用報告書

平成 年 月 日

広島県知事様  
(道路河川管理課)

住所  
団体名  
代表者名

広島県アダプト制度マスコットキャラクター「アダピィ」を次のとおり使用したので報告します。

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 使用の目的 |                        |
| 使用方法  | (規格・寸法・配色・位置等について記載する) |
| 作成数   |                        |
| 使用期間  | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日    |
| 担当者   | (所属・氏名・電話番号等を記載する)     |

※ 使用状況がわかる資料(アダピィを使用した印刷物、状況写真等)を添付すること。

(別図)

別図

「アダピィ」



「直立アダピィ」



「アダピィ」色指定

